鏡野町定住促進空き家改修事業補助金交付要綱（平成２７年鏡野町告示第２５号）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| （趣旨） | （趣旨） |
| 第１条　この要綱は、空き家の有効活用による町内人口の増加と地域経済の活性化を図るため、町内の空き家を購入又は賃借し入居する者が、当該空き家に居住するために必要な改修等を行う場合に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において鏡野町定住促進空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鏡野町補助金等交付規則（平成１７年鏡野町規則第４７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。 | 第１条　この要綱は、空き家の有効活用による町内人口の増加と地域経済の活性化を図るため、町内の空き家を購入又は賃借した者が空き家を利活用するために 必要な改修等を行う場合に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において鏡野町定住促進空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鏡野町補助金等交付規則（平成１７年鏡野町規則第４７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。 |
| （定義） | （定義） |
| 第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。 | 第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。 |
| （１）　定住　永く住むことを前提に町内に住所を有し、生活の本拠を町内に置くことをいう。  | （１）　移住者　補助金の交付を申請した日において町外から本町に住民票を移して３年を経過していない者 |
| （２）　（略） | （２）　（略） |
| （補助金の交付対象者） | （補助金の交付対象者） |
| 第３条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 | 第３条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 |
| （１）　本町に定住 する意思を持って町内の空き家を購入したもので、この補助金の交付を申請した日において、空き家の売買契約締結日から１年を経過していない者 | （１）　補助金の交付を受けた日から５年以上本町に居住する意思を持って町内の空き家を購入したもので、この補助金の交付を申請した日において、空き家の売買契約締結日から１年を経過していない者 |
| （２）　本町に定住 する意思を持って町内の空き家を賃借した者で、この補助金の交付を申請した日において、空き家の賃貸借契約締結日から１年を経過していない者 | （２）　補助金の交付を受けた日から５年以上本町に居住する意思を持って町内の空き家を賃借した者で、この補助金の交付を申請した日において、空き家の賃貸借契約締結日から１年を経過していない者 |
|  | （３）　補助金の交付を受けた日から１０年以上本町に居住する意思を持って町内の空き家を購入した移住者で、この補助金の交付を申請した日において、空き家の売買契約締結日から１年を経過していない者 |
|  | （４）　補助金の交付を受けた日から１０年以上本町に居住する意思を持って町内の空き家を賃借した移住者で、この補助金の交付を申請した日において、空き家の賃貸借契約締結日から１年を経過していない者 |
|  | （５）　補助金の交付を受けた日から５年以上３親等内の親族以外への賃貸をする意思を持って町内の空き家を購入したもので、この補助金の交付を申請した日において、空き家の売買契約締結日から１年を経過していない者 |
| ２　この要綱により補助金の交付を受けることができるのは、同一申請者及び同一物件に対して１回を限度とする。ただし、同一物件が再度空き家となった場合については 、この限りでない。 | ２　この要綱により補助金の交付を受けることができるのは、同一申請者及び同一物件に対して１回を限度とする。ただし、同一物件が再度空き家となり、町長がやむを得ない理由があると認めた時は、この限りでない。 |
| （補助金額等） | （補助金額等） |
| 第６条　補助金の額は、 前条に掲げる補助対象事業費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、５０万円を限度とする。 なお、店舗併用住宅の場合については、居住部分に係る経費のみを補助対象事業とし、面積按分など合理的な方法で算出するものとする。 | 第６条　補助金の額は、別表第１のとおりとする。ただし、補助金額に １，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ただし、補助金額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、店舗併用住宅の場合については、居住部分に係る経費のみを補助対象事業とし、面積按分など合理的な方法で算出するものとする。 |
| （補助金の取消し等） | （補助金の取消し等） |
| 第１３条　町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 | 第１３条　町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 |
| （１）～（３）　（略） | （１）～（３）　（略） |
| （４）　補助金に係る改修工事を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から５年以上居住 しないとき。 | （４）　補助金に係る改修工事を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から第３条第１項各号に規定する年数以上居住又は賃貸しないとき。 |
| （５）・（６）　（略） | （５）・（６）　（略） |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |
| ４　第１項第４号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表 のとおりとする。 | ４　第１項第４号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表第２又は別表第３のとおりとする。 |
|  | 別表第１（第６条関係） |
| 【別記1　参照】 | 【別記1　参照】 |
| 別表（第１３条関係） | 別表第２（第１３条関係） |
| 【別記2　参照】 | 【別記2　参照】 |
|  | 別表第３（第１３条関係） |
| 【別記3　参照】 | 【別記3　参照】 |

【別記1】

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付対象者 | 補助金額 |
| 第３条第１項第１号又は第２号に該当する者 | 第５条に掲げる補助対象事業費に２分の１を乗じて得た額とし、５０万円を限度とする。 |
| 第３条第１項第３号又は第４号に該当する者 | 第５条に掲げる補助対象事業費に３分の２を乗じて得た額とし、１００万円を限度とする。 |
| 第３条第１項第５号に該当する者 | 第５条に掲げる補助対象事業費に２分の１を乗じて得た額とし、５０万円を限度とする。 |

【別記2】

現行

|  |  |
| --- | --- |
| 交付日からの経過年数  | 返還を求める補助金の額 |
| １年未満 | 交付額の１００％ |
| １年以上２年未満 | 交付額の８０％ |
| ２年以上３年未満 | 交付額の６０％ |
| ３年以上４年未満 | 交付額の４０％ |
| ４年以上５年未満 | 交付額の２０％ |

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付日からの経過年数（第３条第１項第１号又は第２号、第５号のいずれかに該当する者） | 返還を求める補助金の額 |
| １年未満 | 交付額の１００％ |
| １年以上２年未満 | 交付額の８０％ |
| ２年以上３年未満 | 交付額の６０％ |
| ３年以上４年未満 | 交付額の４０％ |
| ４年以上５年未満 | 交付額の２０％ |

【別記3】

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付日からの経過年数（第３条第１項第３号又は第４号に該当する者） | 返還を求める補助金の額 |
| １年未満 | 交付額の１００％ |
| １年以上２年未満 | 交付額の９０％ |
| ２年以上３年未満 | 交付額の８０％ |
| ３年以上４年未満 | 交付額の７０％ |
| ４年以上５年未満 | 交付額の６０％ |
| ５年以上６年未満 | 交付額の５０％ |
| ６年以上７年未満 | 交付額の４０％ |
| ７年以上８年未満 | 交付額の３０％ |
| ８年以上９年未満 | 交付額の２０％ |
| ９年以上１０年未満 | 交付額の１０％ |